

# 新型コロナウイルス感染症について②

## 生命共済事業細則を改正

新型コロナウイルス感染症に罹患された組合員のみならず、一日も早いで回復をお祈り申し上げます。2020年12月14日に行われた国共済会運営委員会で、生命共済事業細則について、不慮の事故を規定している現行の第2条第2項第10号「法定伝染病」、第11号「指定伝染病」を、第10号「感染症法の第6条2項、3項及び4項に該当するもの（感染症法の1類、2類、3類感染症）」、第11号「削除」に改正されました。これに伴い、新型コロナウイルス感染症にかかわる取り扱いが変更となりましたので、お知らせします。

合、PCR検査結果が陰性の場合には不慮の事故にも病気にも該当しないので、給付対象外となります。

給付事由が発生した場合には、必要書類をそろえ、組合を通して国共済会にご請求ください。提出する書類や記載事項についてご不明な点がある場合は、国共済会事務局にお問い合わせください。

### 不慮の事故として 取り扱い

国公労新聞4月25日・5月10日合併号の共済会コーナーで「新型コロナウイルス感染症の類型区分が確定するまでは疾病に該当するものとする」とお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症が2020年1月28日から2021年2月6日の期限つきで2類相当の指定感染症となっていることから、生命共済細則の改正に伴い不慮の事故として取り扱

扱うこととなりました。2020年1月1日に遡って適用します。

給付種目・給付条件・必要書類等が変更になりますので、ご注意ください。

り倍額給付となります。事故入院給付は、入院だけでなく保健所の指導によるホテル療養及び自宅療養も入院として取り扱い給付します。

### 生命共済・医療共済 が給付対象に

生命共済・医療共済は、PCR検査結果が陽性となった場合に給付対象となります。

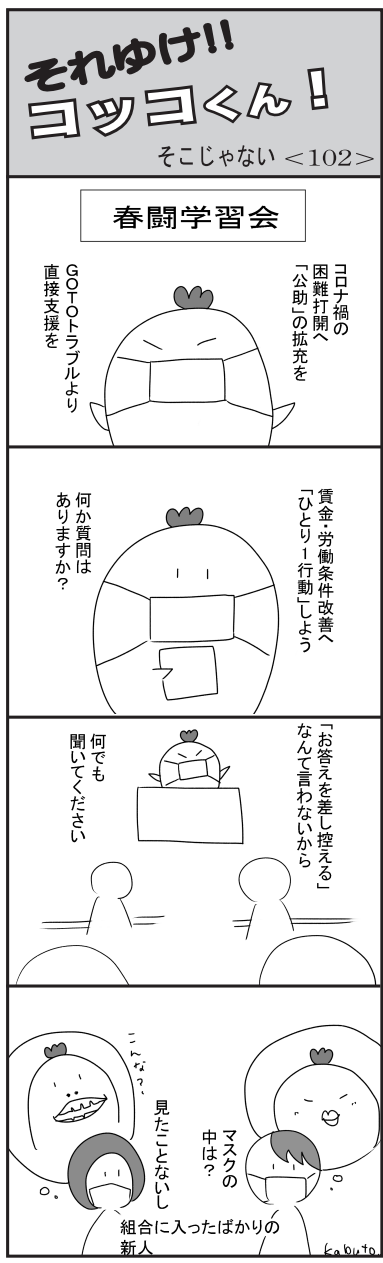
生命共済（生命基本共済・団体生命共済）の各給付種目ですが、死亡・後遺障害給付は、不慮の事故の扱いとなり倍額給付となります。

医療共済の各給付種目ですが、入院給付は、生命共済の事故入院給付と同様の取り扱いになります。休業加療給付は、自宅療養が入院扱いとなるので給付対象外となります。ケガ通院見舞金は給付対象外です。

給付種目・給付条件		必要書類
生命共済	死亡	事故死亡給付の対象となる。 ●給付請求書 ●死亡診断書 / 検体書 ●戸籍謄本
	後遺障害	事故障害給付の対象となる。 ●給付請求書 ●後遺障害診断書
	事故入院	事故入院給付の対象となる。 ※保健所の指導によるホテル療養及び自宅療養も入院として取り扱う。 (病院に入院した場合) ●給付請求書 ●診断書 (保健所の指導によるホテル療養及び自宅療養の場合) ●給付請求書 ●宿泊・自宅療養証明書
医療共済	入院	入院給付の対象となる。 ※保健所の指導によるホテル療養及び自宅療養も入院として取り扱う。 (病院に入院した場合) ●給付請求書 ●診断書 (保健所の指導によるホテル療養及び自宅療養の場合) ●給付請求書 ●宿泊・自宅療養証明書
	休業加療	給付対象外
	ケガ通院見舞金	給付対象外

※通常、不慮の事故にかかわる給付請求をするときは事故証明書の提出が必要ですが、新型コロナウイルス感染症による給付請求の場合は必要ありません。

※その他、生命特約共済・シニア共済・慶弔共済も給付対象となります。



それゆけ!!  
ヨツコくん!  
そこじゃない <102>

春闘学習会

「コロナ禍の困難打開へ「公助」の拡充を」  
GOOTOトラブルより  
直接支援を

「ひとり行動」しよう  
賞金・労働条件改善へ  
何か質問はありますか?

「お答えを差し控える」  
なんて言わないから  
聞いてください

マスクの中は?  
見たことない  
組合に入ったばかりの新人